

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

2020 年 10 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「中小事業主掛金納付制度」です。

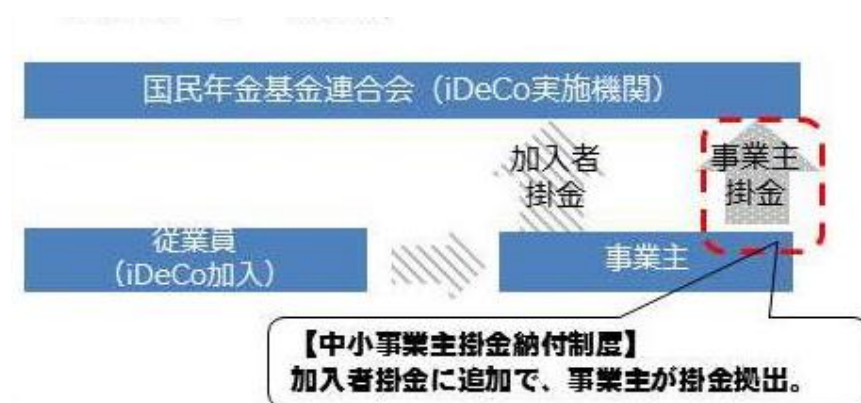
第5講 「中小事業主掛金納付制度」

（確定拠出年金法第 68 条の 2 2020 年度条文集 P164 ほか）

※今回の講座の内容は、2020 年 10 月に施行された改正事項が含まれるため、2020 年度条文集（2020 年 4 月 1 日現在の法令）の内容とは一部異なる箇所があります。

「中小事業主掛金納付制度」とは、個人型年金の加入者である従業員の掛金に事業主が掛金を上乗せして拠出する制度です。企業年金の実施が困難な規模の小さな企業のための制度であり、制度を実施できるのは確定拠出年金法上の「中小事業主」に限定されます。

【中小事業主掛金納付制度のイメージ】



（厚生労働省ホームページより）

中小事業主がどのような事業主のことなのかは、確定拠出年金法第 55 条に記載されています。第 55 条は個人型年金の規約の承認に関する規定であって、用語の定義づけのための規定ではないので、やや分かりにくいのですが、第 2 項第 4 号の 2 に括弧書きで「企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第 1 号厚生年金被保険者の数が 300 人以下のもの」と、中小事業主についての定義づけがなされています。なお、条文には厚生年金基金は記載されていませんが、読替えにより厚生年金基金も実施していないことが要件となります。企業年金による上乗せがない企業が対象となるため、企業年金と同様

の役割を担っている年金払い退職給付がある公務員や私立学校の教職員（第2号～第4号厚生年金被保険者）は対象外となります。そのため、条文でも「第1号厚生年金被保険者」であり、「第1号等厚生年金被保険者」ではありません。

次に、制度の具体的な内容について、確定拠出年金法第68条の2で確認してみましょう。

第1項は、従業員の同意に関する規定です。事業主は、中小事業主掛金納付制度の実施に際し、第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合、当該労働組合がないときは第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「労働組合等」）の同意を得なければなりません。

第2項、第3項は、中小事業主掛金の対象者に関する規定です。中小事業主掛金納付制度は、原則として、個人型年金加入者であって事業主を介して掛金を納付している者の全員が中小事業主掛金の拠出の対象となります（第1項）、一定の資格を設けることができます。ただしこの場合は、労働組合等の同意を得る必要があります（第2項）。また、一定の資格は特定の者について不当に差別的なものとならないようにしなければなりません（第3項）。具体的にどのような資格が認められるのかは、法令解釈の第2によれば、「一定の職種」と「一定の勤続期間」のみで、これら以外のものは基本的には認められません。なお、一定の勤続期間は、「以上」、「未満」のいずれも可能です。

第4項、第5項は、中小事業主掛金の額に関する規定で、額の決定・変更は事業主によって行われること（第4項）、額の決定・変更や、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、事業主は対象者に通知すること（第5項）が定められています。なお、掛金の額については、確定拠出年金法施行令第29条第4項で、特定の者について不当に差別的でないことが要件となっています。不当に差別的でないこととは、法令解釈の第2によれば、原則として同額であることが求められるが「一定の職種」「一定の勤続期間」ごとに額を定めることは可能である、という意味です。

第6項、第7項は手続に関する規定で、中小事業主掛金納付制度を実施するとき（第6項）、中小事業主掛金の額や拠出対象となる者などが変更になった場合（第7項）は、厚生労働大臣及び国民年金基金連合会に届出をしなければなりません。ただし、実務上は、厚生労働大臣への届出は国民年金基金連合会を経由して地方厚生（支）局に提出します。提出書類などは、国民年金基金連合会のホームページなどでも確認できます。

なお、中小事業主掛金の拠出に際しては、第3講（拠出限度額）でみたように、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額を合計して拠出限度額（1カ月あたり2万3,000円）以下となるようにする必要があります（確定拠出年金法施行令第36条の2）。また、第4講（掛金の拠出方法）でみたように、中小事業主掛金は、個人型年金加入者掛金が拠出されたときに上乗せして拠出します。ただし、個人型年金加入者掛金が拠出される都度中小事業主掛金を拠出する必要はなく、年1回以上個人型年金加入者掛金の拠出に合わせて拠出すれば良いことになっています（確定拠出年金法施行令第35条の2）。

実施要件、対象者、掛金の額・拠出などの詳細は理解が曖昧になりやすいので、一度法令や法令解釈で確認しておくとい良いでしょう。

今回は、「簡易企業型年金」です。

※記載内容は、2020年10月1日現在の法令に基づくものです。

※2020年10月より、中小事業主の定義が、従来の「企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者の数が100人以下のもの」から「企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者の数が300人以下のもの」に変更され、実施できる事業主の範囲が拡大されました。